

## 平成27年度 第2回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成28年2月12日(金) 18:00～19:00
- ◆場所 小樽市役所本館2階 市長応接室
- ◆欠席委員 4名(石川委員、林委員、吹田委員、井村委員)
- ◆事務局 福祉部長、福祉部副参事(子育て支援担当)、福祉部主幹(子育て支援担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係長、子育て支援課保育係長、子育て支援課子育て支援係、子育て支援課保育係
- ◆関係課 障害福祉課長、学校教育課長  
(欠席: 企画政策室主幹、商業労政課長、男女共同参画課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、生涯学習課長)

(注)発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

### ◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第2回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、石川委員、林委員、吹田委員、井村委員の4名であります。

会議の成立は委員過半数の出席であり、成立しています。

それでは、片桐会長、進行をお願いします。

### ◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。次第に基づき進めてまいります。

最初に「(1)特定教育・保育施設及び地域型保育事業について」事務局から御説明願います。

### ◇事務局

資料1を御覧ください。資料1は4ページあります。

最初の1ページの一番上に「審議内容」があります。(1)から(3)までが本日、御審議いただく内容になります。

(1)は、さくら保育園が認定こども園に移行する予定のため、その利用定員について

(2)は、さくら乳児保育園が定員増を予定しているため、その利用定員について

(3)は、杉の子保育園が定員減を予定しているため、その利用定員について

同じく1ページの「審議内容」のあとに「経過報告」があります。

「1施設等の変更」についてですが、これまでの経過といたしまして、平成27年3月31日に小樽市立の長橋保育所が廃止、平成27年4月1日に塩谷にあります私立のあかつき保育園が認定こども園に移行しました。平成27年10月1日に張碓にあります認可外保育施設のかもめ保育園が、新たにかもめ乳児保育園という名称の小規模保育事業を開始しました。ここまでは昨年9月25日に開催した第1回の当会議で既にお示ししたところです。

また、今後の予定として、平成28年4月1日に桜にあります私立のさくら保育園が認定こども園に移行する予定となっておりますので、御報告いたします。こうした変更に伴う市内全体の施設数の動きについては、下の「施設数」という表に表しましたが、幼稚園につきましては、26年度当初、27年度当初、28年度当初のいずれも12か所のままで変わりはありません。

保育所につきましては、26年度当初は21か所でしたが、先ほど御説明した長橋保育所の廃止とあかつき保育園が認定こども園に移行したことで2か所減り、27年度当初は19か所となり、更にさくら保育園が認定こども園に移行する予定ですので、28年度当初は18か所となる予定です。

認定こども園につきましては、今、申しあげましたあかつき保育園とさくら保育園の移行に伴いまして、26年度当初は2か所だったものが、28年度当初は4か所となる予定です。

小規模保育事業につきましては、27年度途中にかもめ乳児保育園が事業を開始したので、28年度当初は1か所となります。

これら4種類の施設の合計は、35か所、34か所、35か所と年度による大きな変化はございません。

3ページを御覧ください。具体的な施設の一覧は3ページにあります。これは28年度当初の予定ということになりますが、12か所の幼稚園は左端に載せていまして、このうち新制度移行する幼稚園には「※印」をつけてあります。3か所ありまして、小樽杉の子幼稚園、小樽藤幼稚園、小樽幼稚園となっています。

隣に移りまして、18か所の保育所については、記載のとおりで、印はつけていませんが、このうち、公立、市の保育所は上から4つ目の赤岩保育所、その下の手宮保育所、その4つ下の最上保育所、その3つ下の奥沢保育所、さらに1番下の銭函保育所です。

隣に移りまして、4か所の認定こども園ですが、幼稚園からの移行が上の2か所、保育所からの移行が下の2か所となります。一番右が小規模保育事業となります。

このページの説明は以上となります。

次に2ページを御覧ください。タイトルが「2利用定員」となっていますが、ここは運営形態や利用定員に動きのある施設だけを抽出して載せているもので表が3つありますが、一番上の表は27年度当初のもの、真ん中の表は27年度に入ってから動きですが、前回9月の会議で御審議いただいた内容を載せたものですので、説明は省かせていただきます。

一番下の表は今回の会議で御審議いただく部分です。

ここで利用定員という言葉を変えて御説明いたしますが、利用定員という言葉は、認可定員とは別のもので、新制度で新たに導入されたものです。今まで、施設の定員といえば、認可されている定員を指していましたが、この新制度では、利用定員という定員を、認可定員とは別に、新たに設定しなければならないことになりました。利用定員の設定に関しては、1号、2号、3号という支給認定の区分別、さらに3号については0歳と1・2歳の区分別で人数を決めるということになっています。

また、なぜ、新制度では利用定員というものが必要なのか、ということですが、保育所や認定こども園などの新制度の対象施設は、市町村が施設ごとに利用定員を定めて、運営費の給付施設となることを確認するという行為が、子ども・子育て支援法で定められているため、市町村としては、利用定員を定めなければならないものとなっています。

この利用定員をどう定めるかということについては、国が示している考え方では、「施設側からの申請に基づいて、市町村が定めるが、その際、市町村は、施設側の意向を考慮しつつ、当該施設の最近の利用実績や、今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要である」としています。また、「利用定員の設定について、全国一律の基準を設けるものではない。」ともしています。この利用定員の積み上げが市町村事業計画の数値になります。そういうことで、施設側から利用定員を例えば10人増やしたいとか、10人減らしたいというような御要望、すなわち申請があった場合には、市として、では利用定員を10人増やしますとか、10人減らしますとか、そのように定めるわけですが、市町村事業計画の数値に関わることで、市が定めるに当たって、この会議を開き、御意見を伺う、こういうこととなります。

それでは表の左側から御説明します。幼稚園の欄ではローズ幼稚園があります。この施設は新制度に移行していない、いわゆる従来からの幼稚園ですので、新制度で導入された利用定員を設定する必要はなく、認可定員だけあれば良い施設ではありますが、市町村事業計画の数値の中に、新制度に移行しない幼稚園の定員数も数値として入っていますので、どこかの幼稚園の定員が動くと、

事業計画の数値も動きますので、この会議にお示しするものでございます。なお、施設の定員は70名から105名となり、35名の増です。

次に、利用定員に関して、施設ごとに説明します。

同じ表の保育所の欄を飛ばして、次の認定こども園の欄を御覧ください。さくら保育園の認定こども園への移行に伴い、1号定員を新たに15名増やす内容となっています。1号定員の1号は、幼稚園区分の3歳、4歳、5歳の年齢枠です。

それでは、詳しくは4ページを御覧ください。このページは、今回、御審議いただく利用定員の設定に関する資料になります。4ページでは一番上の「(1) さくら保育園」という表を御覧ください。

この施設は、これまで認可保育所として運営している施設です。表の一番左側の区分の欄ですが、現在の利用定員は施設定員という表記をしていますが、2歳から5歳までの各年齢枠では15名ずつ、合計では60名となっています。

保育所としてみた場合、恒常的に定員オーバーが継続している施設で、24年度から26年度までの入所児童数の平均では、2歳18名、3歳22名、4歳21名、5歳20名、合計81名となっています。また、今年2月1日時点では、2歳25名、3歳17名、4歳23名、5歳19名、合計84名となっています。

このように利用定員は60名ですが、今、申し上げた、これまでの入所児童数の平均や現在の入所児童数を定員で割り返しますと、入所率と言いますが、概ね140%前後の状況となっています。

次の欄、事業者の希望定員の欄ですが、平成28年度から認定こども園に移行する予定のため、これまでの2歳から5歳までの児童の受入れ60名のほか、幼稚園部分となる1号の枠、3歳、4歳、5歳の年齢枠について、新たに15名を増やしたいという内容になっています。当該施設では、現在の保育所部分、ここでは2号・3号の枠の中から、新たに設ける幼稚園部分の1号の枠への移行を想定しており、そうすると、2号・3号が現在は80名規模で入所していますが、移行すれば、2号・3号の定員60名を若干超える水準になります。そこへ新たに入所する利用者もありますが、ただちに今の80名規模にはならないと見込まれますので、利用定員については、事業者の希望と同じ75名が妥当と考えています。

それでは、次にまた、2ページに戻ってください。先ほど同じく一番下の表の保育所の欄を御覧ください。さくら乳児保育園の定員増があり、3号定員が30名から40名へと10名の増です。3号定員の3号は0歳、1歳、2歳の年齢枠となっています。

それでは、詳しくは4ページを御覧ください。4ページの真ん中の表が、「(2) さくら乳児保育園」の表になります。この施設は、これまで認可保育所として運営している施設です。表の一番左側の区分の欄ですが、現在の利用定員は30名で、0歳と1歳の児童を受入れしていました。各年齢枠では、15名ずつにしていました。保育所としてみた場合、恒常的に定員オーバーが続いている施設で、24年度から26年度までの入所児童数の平均では、0歳25名、1歳23名、合計48名となっています。また、今年2月1日時点では、0歳20名、1歳22名、合計42名となっています。

このように利用定員は30名ですが、先ほども申し上げましたが、これまでの入所児童数の平均や現在の入所児童数を定員で割り返しますと、入所率は、概ね150%前後の状況となっています。

そして、事業者の希望定員の欄ですが、事業者としては、新たに2歳児の預かりを行いたいとして、この2歳児の定員を10名で設定したいのとの希望があり、0歳と1歳には変わりはなく、合計で40名となるものです。

次の利用定員の欄になりますが、冒頭、申し上げましたとおり、利用定員は市町村が設定しますが、施設・事業者の意向、施設の実利用人員の実績、今後の見込みなどを勘案することになっています。当該施設では、先ほど申し上げた、現在の利用定員30名に対して3か年平均48名という

状態が恒常的であるなら、30名からの拡大も必要と考えられますので、利用定員については、事業者の希望と同じ40名が妥当と考えています。

それでは、次にまた、2ページに戻ってください。先ほど同じく一番下の表の保育所の欄を御覧ください。さくら乳児保育園の下に、杉の子保育園があります。ここは10名の定員減です。今、申し上げた3号のほか、2号もあります。2号は3歳、4歳、5歳の年齢枠です。

それでは、詳しくは4ページを御覧ください。一番下の表が「(3) 杉の子保育園」ですが、この施設は、これまで認可保育所として運営している施設です。利用定員は0歳から5歳まで、各10名ずつ、合計60名です。近年、入所児童数の減少傾向が続いており、施設としては定員減の変更を考えているものです。

24年度から26年度までの入所児童数の平均では、0歳10名、1歳6名、2歳10名、3歳11名、4歳11名、5歳11名、合計59名となっています。この数値を見る限り、減少傾向にあるとはなりにくいかもしれませんが、今年2月1日時点では、0歳5名、1歳9名、2歳8名、3歳8名、4歳5名、5歳13名、合計48名と大きく減少しています。

そして、事業者の希望定員の欄ですが、0歳8名、1歳8名、2歳8名、3歳8名、4歳8名、5歳10名、合計50名で、合わせて10名減員する内容となっています。

次に利用定員の欄になりますが、今年度の入所状況は利用定員を大きく下回る48名となっているほか、現在5歳児で入所している13名、表にも5歳児のところに13名とありますが、この3月に卒園すると、4月のスタート時に更に児童数が減少することが充分考えられますので、利用定員については、事業者の希望と同じ50名が妥当と考えています。

また、2ページにお戻りください。利用定員の設定に関する説明は以上になりますが、同じく一番下の表ですが、右端合計欄の左横に、認可外保育施設を載せています。これは利用定員の設定とは関係ありませんが、後ほど説明する予定の市町村事業計画の需要と供給の数値に関係してくるため、参考として載せています。以上で説明を終わります。

#### ◇会長

ただいま、事務局より「資料1」について、特に3か所の施設の利用定員について説明がありました。御質問、御意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

#### ◇会長

それでは、この利用定員に関して、委員の皆様からも特に大きく異なる御意見はなかったと思いますので、原案どおり進めていただくことで良いかと思えます。

それでは、議事(2)について、事務局より説明願います。

#### ◇事務局

資料2を御覧ください。表題にありますとおり、教育・保育に関わる「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」という内容です。

表題の右横に「※事業計画書20ページ一部抜粋」と記載していますが、各委員の皆様におかれましては、事業計画書を既にお持ちでありますが、その計画書の20ページには、平成27年度から平成31年度の5年間分について、既に載せているところです。

資料2はその計画書の20ページのうち、平成27年度と平成28年度の2か年を取り出して作成した資料になっています。

資料は2ページありますが、最初の1ページは上の表は、計画書と全く同じ内容のものです。

同じく1ページ下の表は、右側に平成27年9月25日第1回会議と小さく記載していますが、前回の会議で、既に資料としてお示ししている資料です。

次に2ページ目を御覧ください。この表については、今回の会議で御審議いただいた利用定員の設定などの内容に基づき、数値を修正したものになっています。

ここで資料1に戻ります。資料1の2ページを御覧ください。一番下の表になります。先ほど説明しましたので、内容は繰り返しません。この施設ごとの定員の増減が、資料2の2ページ目の表に反映されています。

各施設の利用定員の増減などが、既に計画に盛り込んでいる数値に平成27年度と平成28年度の需要と供給の状況にどう影響していくのかを記載したものです。

表の脇に点線枠の囲みが4か所あります。ひとつずつ説明していきます。

表の右側、一番上にある点線の囲みは、さくら保育園の認定こども園移行の分になります。新たに幼稚園の1号枠を15名設けるので、表の1号と2号の幼稚園希望の欄の数値が、460名から475名となります。

次に、その下の点線の囲みですが、移行しない幼稚園と記載していますが、ローズ幼稚園の定員変更です。35名増加ですので、表の1号と2号の幼稚園希望の欄の数値が、1,095名から1,130名となります。

次に、更にその下の点線の囲みですが、認可保育所、利用定員、増減と記載しています。0歳マイナス2名、1歳・2歳がプラス6名、3歳から5歳がマイナス4名と記載していますが、先ほど説明しましたさくら乳児保育園の定員拡大と杉の子保育園の定員減を合わせて計算すると記載の数値になります。表の中では、2号の左記以外の欄から、右側に3号の欄、0歳の欄、1・2歳の欄に反映されるもので、左側から順に726名が722名、664名が668名、194名が192名、470名が476名となります。

次に左側、表の下の点線の囲みを御覧ください。小規模保育事業のかもめ乳児保育園の開設に関連し、もともと認可外保育施設を運営し、現在も小規模保育事業のほか、認可外保育施設を続けていますが、昨年10月時点で若干の定員変更がありましたので、その数値を反映したものです。2号の左記以外の欄から始まり、右側へ順次、70名が80名、11名が20名、2名が5名、9名が15名と変更になります。27年度の数値は、更に右側の28年度の表にも同様に反映されることとなります。

次に、この表の一番下の行を御覧ください。右側の28年度の表のところ。一番下の行は需要と供給の過不足を表している欄になります。プラスであれば不足していないこととなりますが、マイナスは需要に対して供給が不足という意味になります。特に0歳児の不足が変わっていないこととなります。このマイナス20名は小樽市内の施設で0歳児分が絶対的に不足し、新たな施設が必要というまでのものではありません。通常の保育所では、施設の面積要件と児童の入所状況に応じた保育士配置基準に基づき、加配の保育士を雇用できれば、定員を超えて児童を入所させることは可能な制度のため、実態的には大きな不足ではないと認識しています。ただし、計画数値上はマイナスが出ないことが望ましいとされています。本日の会議で御審議いただいた施設のほか、今後も認定こども園への移行や定員の増減も生じてくると思っています。この計画自体は計画期間5年間の中間年に見直しをするという国の考え方がありますので、毎年度、計画を修正するものではありません。この資料はこのたびの利用定員の変更や設定により、供給の状況が変動していくことを表したものと御理解ください。説明は以上です。

◇会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より「(2)教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」についての説明がありました。御質問、御意見はありますか。

◇会長

0歳児がマイナス20名ということですが、小樽市全体の出生率は上がっているのでしょうか。

◇事務局

出生率は上がっているというよりは横ばいとも言えませんが、従来どおりと思われます。

◇会長

保育士不足や保育の定員、スペースにより、0歳児がマイナス20名となるのでしょうか。

◇事務局

現実の保育所に入所については、保育士不足や面積の問題が要因となりますが、計画の数値は、保育士が満たされた状態を前提としております。

◇委員

幼稚園の定員増は、保護者にとっては、入園する施設の選択肢が広がり、よいことと思いますが、兄弟が通園していた幼稚園を選ぶなど、新制度をよく理解されていない保護者の方もいると思います。小樽市では待機児童数はゼロと聞いていますが、入所待ち児童数は何人ですか。

◇事務局

2月1日現在の国の待機児童はおりませんが、入所待ち児童数は63人です。主な理由として、募集をしても採用ができないため保育士不足が8割、ある保育所に入所希望者が集中するため面積不足になる要件が2割です。

◇委員

入所待ちの年齢別の人数は何人ですか。

◇事務局

0歳44名、1歳6名、2歳6名、3～5歳7名となっており、0歳が多い状態です。総枠として、入所待ちの児童は低年齢が増えています。

◇会長

保育士不足は深刻な問題ですね。

◇事務局

毎月、児童数の変動があり、長期的な雇用が難しいので、臨時雇用の保育士を採用する場合がありますが、正規職員の保育士であれば、応募があると思いますが、この数年、臨時雇用の保育士は募集をしても採用できない状況にあります。また、札幌市も定員を拡大しており、数年前に話題になった看護師不足と同じような保育士不足となっています。

◇委員

保育士の資格はないが、子育て経験者が0歳児などを見ることはできないのでしょうか。

◇事務局

保育士の資格のない方は、サポートをする職員として雇用することはできますが、保育所の配置基準では、保育士の資格があることが基本となります。

◇委員

助手は採用できますが、保育士の配置基準は年齢別に例えば0歳は3対1などあり、助手を採用しても入所待ちの解消は難しいものです。

◇委員

保育士の資格をとるのは時間がかかるのでよい方法はないのでしょうか。

◇事務局

保育士不足は、難しい問題です。保護者の方が、どこの保育所を選択するのか予測が難しいので、保育所で入所児童の増員を見込み、保育士を多く採用することも難しいものです。児童が入所するまでの人件費は、保育所の持ち出しになります。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、「(2) 教育・保育「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」については、今後も施設の動向により、変動が生じることを理解しておきたいと思います。

それでは、議事「(3) 地域子ども・子育て支援事業」について、事務局より説明願います。

◇事務局

それでは、資料3を御覧ください。市町村支援事業計画で、地域子ども・子育て支援事業が13事業ありますが、いずれもその中の事業であり、平成28年度の新規事業として、方針化しているものになります。

なお、28年度事業ですので、新年度予算案への計上に関係しますが、新年度予算案自体は来週に入ってから全体が公表される予定になっており、本日はこの子ども・子育て支援新制度に関わる内容について、現時点の方針として御報告します。

最初に、「(1) 養育支援訪問事業」です。記載のとおり、保護者がその子どもを養育するに当たり、保護者に対する支援が特に必要な家庭を訪問し、養育の相談、指導、助言等を行うもので、保健師等が対象家庭を訪問する「専門的相談支援」とヘルパーを派遣する「育児・家事援助」という内容となっています。

子育て支援課の相談部門と保健所健康増進課の保健師の連携を進めていく事業になります。ヘルパー派遣については、介護事業所への委託を予定しています。

次に、「(2) 実費徴収に係る補足給付事業」です。記載のとおり、生活保護世帯の保護者が対象で支払うべき日用品、文房具等の購入費用の一部を補助する事業となります。保護者負担の軽減を図る趣旨で、国が設けた事業で、1号認定の利用者には、給食費と教材費・行事費等が対象であり、2・3号認定の利用者には、教材費・行事費等が対象となります。

次に、「(3) 多様な主体の新制度参入促進事業」です。記載のとおり、市町村による新規参入施設への巡回支援事業であり、昨年、認可した小規模保育事業のかもめ乳児保育園が対象施設になります。

この事業は、国ができるだけ円滑に新制度の施設への移行、また施設の運営を行ってもらうためのもので、市の職員が施設を巡回するなどとなります。以上の28年度は3事業を予定しています。

なお、市町村支援事業計画の地域子ども・子育て支援事業は13事業あると先ほど申し上げましたが、この3事業を実施すると、未実施の事業はあと2事業になります。病児(病後児)保育事業、子育て短期支援事業ですが、病児(病後児)保育事業は、医師、実施場所等々実施に向けてのハードルが高いものとなっています。子育て短期支援事業は、児童養護施設などで短期間子どもを預かる事業ですが、地域的にどう事業実施できるか、平成28年度はよく調査、検討したいと考えています。説明は以上です。

◇会長

ただいま、事務局より「(3) 地域子ども・子育て支援事業」についての説明がありました。御質問、御意見はありますか。

◇委員

養育支援訪問事業は、平成27年度までどのようなことを行っていたのですか。平成28年度に訪問を増やすということでしょうか。

◇事務局

養育支援訪問事業という名称は使っていませんが、保健所の保健師が、こんにちは赤ちゃん訪問として出生した家庭を訪問していますが、養育が難しい家庭について、児童虐待防止を担当している子育て支援課と保健所が連携し、家庭訪問等を実態として行っていました。今回は、国の要綱について制度化しました。中核機関というものが必要となり、進行、計画管理をきちんと行い、連携を図りながら、新たに対象家庭へヘルパーを派遣するものです。

◇委員

養育支援訪問ということは、育てる側をサポートすることですか。

◇事務局

子どもを育てることへの支援、援助です。

◇委員

子どもの発達に問題があるときは療育となるのでしょうか。

◇事務局

子どもの年齢によりますが、教育委員会、保健所の健診、福祉部のこども発達支援センター、さくら学園が療養的なものになりますが、養育支援訪問は、親子をサポートするものです。

◇委員

ヘルパー派遣の手続きは利用者が行うのですか、どのようになりますか。

◇事務局

進行管理は市で行いますので、市が業者と契約し、ヘルパー派遣の頻度やサポートの内容はケースバイケースになります。

◇委員

あっせんはするのですか。

◇事務局

養育支援訪問が必要となりますと、支援する方の了解が必要となります。

◇委員

例えば、双子で育児が大変な家庭はヘルパー派遣の対象になりますか。

◇事務局

一時的に手が回らないということではなく、子どもをうまく育てられないなど養育の面で困難を抱えているなど支援が必要かどうかで判断します。

◇委員

養育支援訪問の窓口は、どちらですか。

◇事務局

福祉部子育て支援課となります。

◇会長

養育支援訪問が必要な家庭の基準はこれからですか。

◇事務局

国の指針をみて、今後決定します。

◇委員

対象となる家庭はどのようになりますか。

◇事務局

18歳までの児童がいる家庭となる予定です。

◇会長

この3事業について、来年度は事業の実績について、報告する予定はありますか。

◇事務局

報告する予定であります。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、「3 その他」についてですが、事務局から何かありますか。

◇事務局

ありません。

◇会長

それでは、委員の皆様から、何かありますか。

◇委員

放課後児童クラブは6年生までとなりましたが、預かる時間は7時までの延長になりますか。

◇事務局

残念ながら、平成28年度は予定していません。新制度の導入で職員の配置基準が厳しくなり、人員の確保が難しい状況です。

◇委員

6時までを7時までに延長してほしいと考えている保護者が現実にあります。また、小学生と未就学児がいる場合は、同じ場所で子どもを見てほしいとのことで、認可外保育所に預けている保護者もいます。放課後児童クラブも行っているため小規模保育になれませんが、幅広い年齢の子どもを受け入れています。利用者のために行っている施設を市の方でも把握してほしいと思います。

◇委員

経営する側としても人材確保が大変で、職場の人数が少ないから、働く時間が長くなる、子どもを預かるのも大変であり、労働時間の問題もあると思います。

◇委員

女性の正社員が増えており、正社員のまま出産し、0歳児から保育所へ入所したい母親が増えてきていると思います。市の方でも考えていただきたいと思います。

◇事務局

これから、保育所へ入所を希望する方が増える見通しが立てば、保育士の正規職員の採用を考えますが、出生数が減少しており、先が見えない中では、保育士を正規職員で確保するのは難しいのが課題で、スピーディーに対応しづらいものです。

◇委員

保育所に入所する場合、早めに申込みして、準備期間を長くしてほしいと思います。その間に保育士の確保をしていただければと思います。出産後、早く仕事に復帰したい方もいますので、準備期間を長くしてほしいと思います。

◇委員

入所希望の半年前から申込みができれば、保育士を確保する工夫もできると思います。標準時間と短時間の場合も保育士の配置基準は同じで、国の政策に関わる部分であり、市では難しいと思います。保育士になろうと就職しても書類作成が大変などの理由や保育の仕事に疲れて退職する方がいます。また、保育士の資格がない職員を採用してサポート体制をつくっても国からの交付金は増えないのが現状です。

◇事務局

保育所入所は、予約という制度がありません。毎月、入所を希望する方の調整をするのはなかなか難しいものです。緊急で入所する方もありまして難しいものです。

◇会長

保育所の中で、放課後児童クラブと延長保育をいっしょに行うことは法的にはどうでしょうか。

◇事務局

特区など申請しなければ難しいと思います。

◇委員

札幌市では、同じ建物で放課後児童クラブと保育所の両方をやっていると思います。認可外で行っていると思います。

◇事務局

昨年、条例制定時に議論しましたが、国の放課後児童クラブの基準、保育所の基準、それぞれの基準を満たさないが、実態として対応されているのではないかと思います。基準を満たすには特区という方法になると思います。

◇会長

基準を満たしてリスク回避をしていると思いますが、働くお父さん、お母さんのニーズ、子どもの福祉には答えるのは難しいことです。大きな問題だと思います。

◇会長

それでは、委員の皆様から、何かありますか。

そのほかなければ、本日はこれで議題を終えましたので、会議はこれで閉会いたします。  
皆様、長時間、お疲れ様でした。